

専門科目

営業・特殊

令和6年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

(1) 試験問題は、表紙も含めて22頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。

(2) 解答用紙には、受験地（該当する (例) 甲野太郎が受験番号10137の場合



受験地名のマーク欄の 印を黒く塗り潰してください。)、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受験番号	氏名	甲 野 太 郎									
	万の位	1	<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8
千の位	0	<input checked="" type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
百の位	1	<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
十の位	3	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
一の位	7	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input checked="" type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9

(3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(例)

問1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問2	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問3	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問4	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input checked="" type="checkbox"/> 4
問5	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び□を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた箇所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……国土交通省の直轄事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務の請負（委託）基準に定められている「用地調査等業務共通仕様書」

《営業補償・特殊補償概説》

問1 営業補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 営業休止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときの損失の補償であり、損失補償の類型上は対価補償に位置づけられている。
- 2 通常営業の規模を縮小しなければならないときとは、曳家工法又は構内再築工法により、その規模を縮小して残地に存置する場合又はその規模を縮小して構内移転する場合とされている。
- 3 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときとは、法令等により営業場所が一時的に限定され、又は制限される場合に限られる。
- 4 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときとは、営業所、店舗等が用対連細則第26第1項各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとされている。

《簿記概説》

問2 簿記に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 簿記（論）は、企業が財務諸表を作成する為の技術であり、簿記（論）の知識を知っていれば、正規の財務諸表が作成できる。
- 2 複式簿記の原理は、貸借平均の原理であり、仕訳帳、総勘定元帳、試算表、精算表、財務諸表等で構成されている。
- 3 複式簿記の利用によって、企業統制、不正な支出の監査・監視等の内部管理、経営・利益計画の立案に役立てることができる。
- 4 商法（明治32年法律第48号）において、商人は、その営業のための使用する財産について、適時に、正確な商業帳簿を作成しなければならないとなっている。

問3 簿記の用語に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「仕訳」とは、簿記上の取引（認識した会計事実）を借方科目、貸方科目に分けて日付、相手科目、摘要、金額を記録する作業をいう。
- 2 「借方」とは、複式簿記では各取引を二面的に左右に分けて記載するが、左側に記載する要素を借方という。「借方」には、資産の減少、負債の増加、純資産の増加、収益の発生を記載する。
- 3 「転記」とは、仕訳された仕訳帳（又は仕訳伝票）から、勘定元帳の該当する科目の借方または貸方に、日付、相手科目、金額、摘要（小書）又は取引内容を写すことをいう。
- 4 「小書」とは、簿記上の取引の内容を記載することをいい、商慣習ではできるだけ簡略に記載（例えば、甲商店は「甲」と省略し、品名、数量、単価、掛を記帳）することとされてきた。ただし、消費税法上の導入後は、簡略に記載することができなくなった。

問4 決算整理における期間配分に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 期中に2年分の家賃収入を一括で受領したが、決算時に当期の損益をみたところ芳しくなかったため、2年分の家賃を入金時の処理のまま家賃収入に計上して、次期の家賃について控除はしなかった。
- 2 期中に工場の保険料（5年間分250万円）を支払い、会計処理は費用に計上してあったが、決算において、利益を増やすため、当期分の保険料負担額50万円の10%（5万円）のみを計上し、差引245万円を繰延べ処理した。
- 3 決算において期間配分を行う趣旨は、当期業績主義により、事業年度の損益を正確に計算するためである。
- 4 決算（3月末）において、工場の修理は3月20日に完了したが、請求書が到着したのは5月末だったので、未払金には計上しないこととした。

問5 企業会計原則(昭和24年7月9日)の一般原則に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 「真実性の原則」による会計報告は「絶対的真実性」が求められるので、個々の企業の主観的判断が入った「相対的真実性」は認められない。
- 2 「資本利益区別の原則」では、資本取引と損益取引を明瞭に区分することとなっているが、会社法では資本として払い込まれた金銭の一部を株主に分配できる場合があり、当該部分は利益剰余金として処理できる。
- 3 「明瞭性の原則」は、財務諸表により、利害関係者に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の経営状態に関する判断を誤らせないようにすることを求める原則である。
- 4 「単一性の原則」では、各種の財務報告目的に応じた財務諸表、例えば、会社法による株主総会向けの計算書類、銀行融資のための財務諸表、法人税法による確定申告書に添付する決算書などは、全て統一した様式(形式)で作成することが義務付けられている。

問6 貸借対照表に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 資産の部は、流動資産、固定資産、繰延資産に区分する。
- 2 流動負債に属する負債は、支払手形、買掛金等の債務及び1年以内に支払又は返済する債務をいう。
- 3 貸借対照表の表示法は流動性配法と固定性配法があり、鉄道会社や電力会社以外の企業会計では固定性配列法が採用されている。
- 4 有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で表示する。

問7 注記（個別注記表）及び附属明細書に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 注記の項目の一つである「重要な会社方針の注記」は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の2や会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第101条において例示事項が示されている。
- 2 退職給付引当金の金額の2分の1の退職給付引当預金を設け資金手当ての処理をしている場合、個別注記表には記載しなくてもよい。
- 3 財務諸表本体の記載内容に関連する重要事項について、財務諸表とは別の用紙によって、わかりやすい文章や関連する数値で記載したものを、注記又は個別注記表といい、財務諸表をより正確に理解するための制度である。
- 4 個別注記表では、有形固定資産の減価償却の方法について、資産の種類ごとに減価償却方法や概ねの耐用年数を記載することとなっている。

《営業調査の実務》

問8 営業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 民宿の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、旅館業法（昭和23年法律第138号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 2 診療所の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、医師法（昭和23年法律第201号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 3 自動車整備場の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 4 プロパンガス充てん所の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等、必要に応じて高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。

問9 営業補償の業種別調査に関して、「1日の平均客数」が重要となる業種の組み合わせとして、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

- A. 倉庫業
- B. 旅館、ホテル業
- C. 製造業
- D. 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等
- E. 弁護士、税理士
- F. 美容院、理容業
- G. パチンコ店

- 1 A、B、D、F、G
- 2 B、D、E、F、G
- 3 B、D、F、G
- 4 B、C、D、F、G

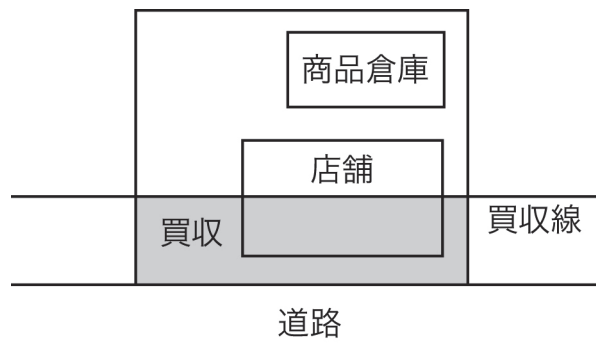
問10 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業廃止の補償の「解雇する従業員に対する離職者補償」の算定のため、直近3か月の賃金台帳等賃金を確認できる資料の調査を行った。
- 2 営業休止の補償の算定のため、収益及び経費に関する事項として、直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写（原則として税務署受付印のあるもの）の調査を行った。
- 3 営業休止の補償の算定のため、収益及び経費に関する事項として、直近3か年の損益計算書及び貸借対照表の調査を行った。
- 4 営業規模縮小の補償の「規模の縮小率の調査」は、従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率を調査する。

問11 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 仮営業所で営業を継続する場合の補償における「仮営業所を借上げる場合の補償」の算定は、仮営業所の適地の有無及び地代、建設費又は仮設組立建物のリース料等の調査を行うことによって可能である。
- 2 営業廃止の補償における「営業の権利等で資産とは独立して取引される慣行があるもの（営業権等）の価格」の算定は、近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合は、当該取引価格並びにこれらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地状況、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を調査することによって可能である。
- 3 法人の営業休止の補償における「固定的経費の補償」の減価償却資産に関する補償の算定は、法人税の確定申告書に付属する勘定科目内訳明細書の固定資産の内訳書の調査を行えば十分可能である。
- 4 法人の営業休止の補償における「固定的経費の補償」の借入金の利子に関する補償の算定は、総勘定元帳の調査を行えば十分可能である。

問12 家庭電化製品販売店の移転工法及び補償額（記載以外の補償項目はなし）について下記の検討を行ったが、移転工法として採用すべきものは次の1から4のうちどれか。



[留意点]

- ・すべての移転工法案は建築基準法等の法令に適合する。
- ・商品倉庫は店舗の営業に必要な施設であり、店舗と密接不可分である。
- ・構外再築工法と残地内工法の経済比較を行うための残地価額は10百万円である。

[移転工法案]

- ◎A案：・店舗のみを解体し、残地又は残地以外の土地（構外）のいずれにも再現しない工法（店舗の除却工法）
 - ・建物及び附帯工作物移転料並びに移転雑費等補償額：20百万円
 - ・営業補償（営業廃止の補償）：10百万円
- ◎B案：・商品倉庫を解体し、残地又は残地以外の土地（構外）のいずれにも再現せず（商品倉庫の除却工法）、店舗を残地に構内再築工法（同種同等建物）により再現する工法
 - ・建物及び附帯工作物移転料並びに移転雑費等補償額：50百万円
 - ・営業補償（営業休止の補償）：5百万円
- ◎C案：・店舗と商品倉庫を合体し2階建の照応建物により残地に再現する工法（構内再築工法（照応建物））
 - ・建物及び附帯工作物移転料並びに移転雑費等補償額：60百万円
 - ・営業補償（営業休止の補償）：6百万円
- ◎D案：・店舗と商品倉庫を残地以外の土地に移転する工法（構外再築工法）
 - ・建物及び附帯工作物移転料並びに移転雑費等補償額：55百万円
 - ・営業補償（営業休止の補償）：2百万円

- 1 A案
- 2 B案
- 3 C案
- 4 D案

《営業補償額算定の実務》

問13 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 三業地内の料亭、個室付浴場業など法令等により営業場所が限定又は規制される業種で、営業を廃止せざるを得ない場合は、営業廃止の補償の対象となる。
[注] 三業地とは、待合、芸者置屋、料亭の三業種が伝統的に営業を続けている地域
- 2 ダム事業の行われる集落の住民を顧客としている小売店で、生活共同体を営業基盤とする店舗が、当該生活共同体から移転することにより営業再開が特に困難と認められる場合は、営業廃止の補償の対象となる。
- 3 養豚・養鶏、火薬、廃棄物処理場など騒音、振動、臭気等の発生が予想され物理的条件により営業場所が限定される業種で、営業を廃止せざるを得ない場合は、営業廃止の補償の対象となる。
- 4 貸しボート業、釣舟業など物理的条件等により営業場所が限定される業種で、営業を廃止せざるを得ない場合は、営業廃止の補償の対象となる。

問14 営業廃止の補償における営業権に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 営業権とは、通常、のれんや老舗（しにせ）等と呼ばれ企業財産の一種であり、企業のもつ営業上の収益力が他の同業種の平均的な収益力に比較して超過している場合、その超過している部分（超過利潤）を生む原因となっている一種の有形財産権である。
- 2 営業権は、企業の長年にわたる伝統・社会的信用の蓄積、技術的面・人的面の優秀性、取引先・顧客に対する比較優先、独占的分野の保持やプライスリーダーシップ、新規取得困難な許認可・権利関係等その他の諸要素によって期待される将来の超過収益を資本還元した将来価値として評価される。
- 3 営業権は、法律上の特権が包含されている場合もあるが、それ全体としては法律で認められた権利ではなく、「事実に基づく財産」といわれるもので、法律上保護されている商号権、商標権等と異なり、商取引上の事実関係として価値を有するものである。
- 4 営業権は、いわゆる自然発生的な「のれん」と、有償譲渡又は合併により取得した場合とに分かれ、会計学上では、自然発生的なものは資産として貸借対照表に計上することはできないが、有償譲渡又は合併により取得した場合は貸借対照表に営業権として計上することができ、有形固定資産として減価償却される。

問15 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるものの価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準として、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。
- 2 営業の権利等で資産とは独立して取引されている場合で、自然発生的な「のれん」として市場価値が判定できるような取引市場が存在する場合は、補償の対象となる営業権等の市場価値を判定する必要がある。
- 3 営業権について有償譲渡又は合併による取得事例を調査し評価する場合、貸借対照表により営業権の存在自体を確認することができるが、適正な補償額を求めることは困難である。
- 4 営業権の取引事例が存しない場合は、過去3ヶ年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額に、年利率6パーセントを除して得た額とする。

問16 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模縮小により機械装置等の営業用固定資産で不要となるものが発生する場合に、当該固定資産を現実に売却できる場合の売却損の補償額は、現在価格から売却価格を控除した額であり、現在価格の50%を標準とする。
- 2 営業規模縮小により不要となる家屋、設備等の固定資産を解体せざるを得ない場合の補償額は、現在価格に解体費・処分費を加えた額である。
- 3 営業規模縮小により生じた資本の過剰遊休化の損失の補償額は、規模縮小の割合に応じて減少しない固定的経費からとらえることとし、「(固定的な経費 × 縮小率 - 売却する資産に対する固定的な経費) × 補償期間」の算式により算定した額である。
- 4 営業規模縮小により生じた労働の過剰遊休化の損失の補償額は、規模縮小の割合に応じて減少しない従業員手当相当額からとらえることとし、「(従業員手当相当額 × 縮小率 - 解雇する従業員の従業員手当相当額) × 補償期間」の算式により算定した額である。

問17 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 営業用建物等の規模の縮小により売場面積、作業場面積、テーブル等の施設が減少する結果、売上高が減少する可能性がわずかでも認められる場合には、営業規模縮小の補償をすべきである。
- 2 営業規模縮小の補償をするためには、営業が継続できる最低限の規模が確保できることが必要であり、営業継続が可能な場合の縮小後の売上高は、損益分岐点の分析により、縮小前の売上高に稼働率を乗じて計算される。
- 3 営業規模縮小の補償は、建物を残地に存置する場合の改造工法や規模を縮小する場合の除却工法等について補償総額を比較検討し、営業規模縮小の補償が最も合理的と判断できる場合に行うことができる。
- 4 営業規模縮小により過剰遊休化した従業員は解雇されることになるが、直ちに再就職が困難と認められる場合には、事業主からの請求により離職者補償をすることができる。

問18 営業廃止の補償に関する下記の①から④の記述のうち、妥当なもの数は次の1から4のうちどれか。

- ① 労働に関して通常生ずる損失の補償のうち、転業期間中の休業手当相当額の補償額は、「平均賃金 × 休業手当補償率 × 転業に要する期間」の算式により算定する。
- ② 転業期間中の従前の収益（所得）相当額の補償額は、「年間認定収益（所得）額 × 転業に要する期間」の算式により算定する。
- ③ 解雇する従業員に対する離職者補償額は、「賃金日額 × 補償日数」の算式により算定する。
- ④ 資本に関して通常生ずる損失の補償のうち、商品、仕掛品、原材料等の売却損の補償額は、「費用価格 - 処分価格」の算式により算定し、費用価格の50%を標準とする。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問19 営業休止等の得意先喪失の補償について下記の数値を所与として算定した場合の補償額として、妥当なものは次の1から4のうちどれか。なお、休業日数は30日とする。

・売上高	444,000,000円
・固定費	200,000,000円
・利益	22,000,000円
・従前の1か月の売上高	37,000,000円
・売上減少率	85/100（短期休業）、120/100（長期休業）

- 1 14,166,666円
- 2 15,725,000円
- 3 20,000,000円
- 4 22,200,000円

問20 移転広告費、開店祝費等の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 閉店時の移転通知費の通知枚数は、得意先名簿や取引先名簿等の帳簿を調査して判定するが、帳簿が不明な場合は、年賀状や暑中見舞用はがきの購入枚数、聞き込み調査等により判定する。
- 2 移転広告費としては、閉店時と開店時にかかる費用があり、閉店時は移転通知費のみであるが、開店時は開店広告費と開店祝費がある。
- 3 移転広告費は「(チラシ印刷代 + 新聞折込料) × 配布枚数 × 回数」により算定されるが、回数は通常2回を原則とする。
- 4 開店祝費は、広告代理店、イベント関連業等の専門者からの聞き込み調査により決定するが、客観的に見て常識の範囲内であることが前提となる。

問21 店舗等の移転の際の商品、仕掛品等の減損の補償に関する下記の①から④の記述のうち、妥当なもの数は次の1から4のうちどれか。

- ① 商品、仕掛品等の減損の補償は、商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損と長期間休業することに伴い生ずる減損がある。
- ② 商品、仕掛品等を移転する際に生ずる破損、荷ずれ、荷痛み等による減損の補償は、通常運賃を補償する。
- ③ 商品、仕掛品等を倉庫又は仮店舗等に保管する場合の減損の補償は、当該地域における倉庫保管料・荷役料を基準とした資料又は倉庫業者の見積もりにより適正に判定する。
- ④ 商品、仕掛品等の性質上、保管が不可能なものの減損は、売却に伴う損失が生じるが、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として補償する。

- 1 四つ
- 2 三つ
- 3 二つ
- 4 一つ

問22 下記の表に記載した数値を基に空欄に当てはまる数字を求め、所得減補償額を算定した場合の額（1円未満切捨て）として、妥当なものは次の1から4のうちどれか。なお、休業日数は10日間、年間日数は365日とする。

(単位：円)

科目	決算書	摘要
① 売上高	17,800,000	
② 売上原価	13,300,000	
③ 売上総利益		
④ 経費	1,200,000	
⑤ 利益		
⑥ 事業税等	100,000	
⑦ 認定所得額		

- 1 87,671円
- 2 93,150円
- 3 153,424円
- 4 158,904円

問23 仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 仮営業所は、従前の営業所の近くに設置して営業を継続する場合にのみ認められるものであることから、得意先喪失の補償は行うことができない。
- 2 仮営業所を設置するのに適当な場所が存すると見込まれる場合の営業補償は、営業休止する場合の補償額を超える場合に検討する。
- 3 移転に伴う商品、仕掛品等の減損は、補償しない。
- 4 仮営業所の設置は、新たに建設する場合と建物を借り上げる場合があるが、後者の補償額は、「仮営業所の賃貸料相当額（必要となる一時金を含む。）+ 仮営業所の賃借に通常必要とする費用」の算式により算定される。

問24 得意先喪失の補償額を算定するには、売上原価、販売費・一般管理費等の経費を、用対連細則の別表第9「費用分解基準一覧表」に基づき、固定費と変動費に区分する必要があるが、この区分に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 製造業の販売費・一般管理費のうち、販売員給与、販売員旅費及び広告宣伝費は、すべて固定費である。
- 2 卸売業の売上原価のうち、期首商品棚卸高、商品仕入高、仕入値引、仕入戻し高及び期末商品棚卸高は、すべて固定費である。
- 3 建設業の工事原価のうち、仮設経費、機械等経費及び外注費はすべて変動費である。
- 4 飲食業の販売費・一般管理費のうち、役員報酬、事務員給与及び従業員賞与はすべて固定費である。

問25 得意先喪失の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 一時的に得意先を喪失することによる損失は、従前の営業利益が赤字の場合も、補償される。
- 2 用対連細則の別表第8「売上減少率表」は、構外移転の場合と構内移転の場合に分かれているが、構内移転の場合の減少率は構外移転に比べて低い。
- 3 被補償者が複数の業種の営業を行っている場合は、損益計算書等から業種の分類ごとに売上高を仕分けし、最も売上高が高い分類の売上減少率を適用する。
- 4 得意先喪失の補償は、営業を再開した時点から得意先（顧客）が徐々に回復し、売上高が元の状態に回復するまでの間の売上高減少分に伴う損失を補償するものである。

問26 収益減の補償における収益額の認定では損益計算書の分析が重要であるが、損益計算書に関する下記の記述のうち、妥当なもの数は次の1から4のうちどれか。

- ① 売上原価は、小売・卸業の場合は消費者や小売店に販売した商品の仕入代が該当するが、サービス業の場合は提供現場の人件費が該当する。
- ② 出資先・投資先からの配当金等の営業外収益から、銀行等に支払う利息等の営業外費用を差し引いたものが、営業外損益である。
- ③ 固定資産の売却の利益等の特別利益から、固定資産を売却したときの損失、災害による損失等の特別損失を差し引いたものが、特別損益である。
- ④ 経常利益とは、営業利益に本業以外での収入、配当等の営業外収益を加えた合計から、本業以外での支出、損失等の営業外費用を差し引いたものである。

- 1 四つ
- 2 三つ
- 3 二つ
- 4 一つ

問27 固定的経費の補償に関する講師と受講生の問答を記した次の記述のうち、受講生の回答が妥当でないものはどれか。

- 1 講師：営業用建物の減価償却費は、常に固定的経費として補償されますか。
受講生：営業休止の間に建物がなくなった場合でも企業が負担すべき費用なので、補償されます。
- 2 講師：従業員賞与は固定的経費となりますが、役員賞与は、固定的経費として補償されますか。
受講生：役員賞与は、損金経理されている場合に限り、固定的経費になると思います。
- 3 講師：借入金利子は長期と短期がありますが、すべて固定的経費として補償されますか。
受講生：返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上の長期借入金のみ固定的経費として補償されます。
- 4 講師：自動車重量税、自動車税、固定資産税、法定福利費は固定的経費として補償できると考えていいですか。
受講生：すべて固定的経費として補償できると思います。

問28 従業員に対する休業手当相当額の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 一時限りの臨時に雇用されている従業員とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に規定する労働者をいうが、賃金の支払状況、労働契約書及び労働条件通知書を確認することにより、休業手当相当額の補償対象になる場合がある。
- 2 同一経営者に属する営業所が他にある場合、従業員が一律に他の営業所で従事できると判断するのではなく、一時配置換え等の可能性を聞き取る等により休業手当相当額の補償について判断することとなる。
- 3 個人営業（個人的な小規模法人を含む）の事業主給与及び専従者給与は、収益額の認定の過程で必要経費とせず、収益として取り扱うので、従業員に対する休業補償としては取り扱わない。
- 4 休業手当相当額の補償に使用する「平均賃金」とは、労働基準法第12条に規定されている平均賃金であり、具体的には、通勤手当、皆勤手当は含むが、時間外手当は含まない。

《漁業権等補償の実務》

問29 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 一般補償基準、用対連基準及び用対連細則における漁業補償に関する規定は、対価補償、通常生ずる損失の補償及び事前の損害賠償に分けることができる。
- 2 事業に伴う漁業影響としては、工事水域設定による漁業操業の制限等の起業地内で生ずる影響に加えて、騒音振動、水質汚濁等の起業地外に影響が及ぶ場合も想定される。その損害が、受忍すべき範囲を超え、かつ、その発生が確実に予見される場合には、予め賠償して差し支えない。
- 3 漁業権は法律で売買を禁止されているため、漁業権の取引事例は存在しない。そのため、漁業権等の消滅、権利の制限に係る補償に当たっては、まず、収益還元方式を用いて基準額を算出し、水産資源の将来性及び被害の程度を考慮して漁業補償額を算定する。
- 4 漁業権の存続期間は最大で10年であり、許可漁業の許可期間は最大で5年であることから、漁業権等の制限に係る補償額は、制限期間年数を最大でも10年以内として算定する。

問30 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 漁業補償の対象となる権利としては、漁業権、入漁権、その他漁業に関する権利がある。
- 2 漁業権とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第1項に規定する権利で、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権があるが、そのいずれもが補償対象となる。
- 3 入漁権とは、漁業法第60条第7項に規定する権利で、設定行為に基づき、他人の区画漁業権又は共同漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利で、補償対象となる。
- 4 その他漁業に関する権利とは、許可漁業及び自由漁業(免許・許可以外の漁業)のことで、漁業の形態がどのようなものであってもすべて補償対象となる。

問31 用対連細則第33の規定(漁業廃止の補償)では、漁具等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額及び解雇予告手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額に加え、転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額(法人経営の場合は、従前の収益相当額)を補償するとしているが、個人経営の漁業者に係る「転業に通常必要とする期間」として、妥当なものは次のうちどれか。

- 1 4年以内
- 2 6年以内
- 3 8年以内
- 4 10年以内

問32 第1種共同漁業権に基づくウニ漁業の漁場の一部が埋立事業により埋め立てられることとなった場合において、下記の経営内容のウニ漁業で、制限される割合が20%であるときの補償額として、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

- ・漁獲量 10,000kg ※平均漁獲数量
- ・魚 価 5,000円/kg ※販売手数料控除後
- ・固定経費 200万円
- ・変動経費 300万円
- ・自家労働費 500万円

- 1 80,000,000円
- 2 100,000,000円
- 3 107,500,000円
- 4 112,500,000円

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

問33 鉱業法（昭和25年法律第289号）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 鉱業権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において、鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。
- 2 鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない。
- 3 令和5年4月1日に施行された改正鉱業法により、鉱業法上の対象鉱物としてニッケル鉱が追加された。
- 4 租鉱権とは、登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

問34 採石法（昭和25年法律第291号）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限って、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。
- 2 採石権の存続期間は、採石法で20年以内と定められている。ただし、土地所有者の合意が得られる場合は20年を超えることができる。
- 3 採石権の設定等に関し当事者間の合意が成立しないときは、経済産業局長の許可を受けて土地所有者等と協議することができる。
- 4 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、必要な事項を記した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

問35 操業している鉱山の鉱業権の消滅に係る補償額の算定に用いられるホスコルドの公式に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

【ホスコルドの公式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

- 1 aは、「鉱山が毎年実現しうる純収益」であり、年間可採鉱量に鉱石の平均単価を乗じて得た額から採掘に要する費用（起業費の減価償却費を含まない。）を控除して得た額である。
- 2 aの算定因子となる「年間可採鉱量」は、鉱山の操業規模によって決定されるものであり、埋蔵鉱量、採掘法、鉱種、品位等の相違により、また需給の動向、鉱山の位置、地形等の外部要因により左右される。
- 3 sは、「報酬利率」であり、9%から15%の間において適正に定めた率とされている。最も安全性が高く安定した収益が期待できる鉱業の報酬率を15%とし、それぞれの操業内容や災害等の発生の危険性の有無とその程度等の差異によって決定する必要がある。
- 4 Eは、「今後投下されるべき起業費の現在価値」である。起業費とは、鉱業用固定資産の取得又は建設に要した費用、調査開発費及び試験研究に要した費用であり、毎年鉱石を回収するために要する生産費とは別である。

問36 鉱業権、租鉱権、採石権の消滅又は制限に係る補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石権の制限とは、公共事業の施行により採石場の全部又は一部について当該権利の行使が永久に不可能となる場合をいう。
- 2 鉱業権出願中のものは、未だ権利として成熟していないので、鉱業権消滅補償は行わない。
- 3 租鉱権に対する補償額の算定をホスコルドの公式又はオドンネルの公式を用いて行う場合、当該算定式で用いる純収益の決定においては、当該租鉱権者が鉱業権者に支払う租鉱料相当額を年収から控除しなければならない。
- 4 区分地上権を設定する場合で残採石権の行使に支障が生じると認められるときは、残採石権補償を行う必要がある。

《農業、立毛、養殖物等の補償の実務》

問37 農業廃止の補償に関する次の記述うち、妥当なものはどれか。

- 1 農業廃止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常農業の継続が不能となると認められるときに補償されるものであり、農業経営面積の80%以上を失うことが要件である。
- 2 農業用流動資産の売却損は「階層別保有価額 × 売却損率」の算式により求められるが、階層別保有価額は、農家経済調査（農林水産省）による農業生産資材在庫価額と未処分農産物在庫価額の合計額とされている。
- 3 コンバイン等の大農具の売却損は「新品価格 × 売却損率」の算式により求められ、この売却損率は、30%から50%の範囲内で当該地域の実情に応じて適正に定めた率で認定する。
- 4 転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額（法人経営の場合においては従前の収益相当額）は、「過去3か年の平均収穫量 × 補償時の農産物価額」の算式により算定した額である。

問38 農業休止の補償及び農業補償の特例に関する下記のアからエの記述のうち、妥当なものの組合せは次の1から4のうちどれか。

- ア 農業休止の補償は、通常農地を再取得するために必要とする期間（農業休止期間）中に発生する、資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額を補償するものである。
- イ 農業休止の補償における休止期間中の所得減（法人経営の場合は、収益減）は、休止期間中に他の所得を得ることが予想される場合は、「休止前の所得相当額」から「休止後においても得られる予想所得相当額」を控除して算定する。
- ウ 農業補償の特例は、取得又は使用しようとする土地の正常な取引価格に農業補償に相当するものの全部又は一部が含まれていると認められる場合でも、一定の要件を満たせば例外的に農業補償の全部が補償できるという特例である。
- エ 農業補償の特例が適用されるような宅地見込地地域では、近傍の取引事例から求めた土地の正常な取引価格が農地として得られる純収益を資本還元して求めた収益価格を大きく上回るのが通例である。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 イ、エ

問39 特産物補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 特産物補償の対象となる特産物とは、その地域特有の自然的条件のもとに農耕される市場価値のある植物であり、地域住民が一般的に享受できるような野生のワラビやゼンマイのような「山の幸」も含まれる。
- 2 特産物を移植することが相当であると認められる場合は、移植に要する費用は補償するが、養殖物補償や立木補償のように移植に伴う減収額の補填は行う必要がない。
- 3 特産物を移植することが困難又は不可能な場合は、当該特産物の平年の純収益額（豊凶の著しい年を除き評価時前3か年間の平均収穫額から年間総経営費を控除した額）の20年間分を補償する。
- 4 特産物補償の算定で用いる経営費は、管理・採取等の労働費、地代相当額、公租公課、諸材料費等であり、入山料や権利金が定められている場合はその額を地代相当額とするのが妥当である。

問40 農業の経営規模縮小の補償及び立毛補償に関する下記のアからエの記述のうち、妥当でないものの組合せは次の1から4のうちどれか。

- ア 農業の経営規模縮小の補償における労働の遊休化に伴う損失額は、「遊休労働時間に相当する労働賃金」に「転業に通常必要とする期間」を乗じて求めるが、この転業に通常必要とする期間は、営業廃止補償と同じ「2年以内」である。
- イ 農業の経営規模縮小の補償における労働の遊休化に伴う損失の補償額は、経営規模別家族労働費の差額と事業主に対する退職手当の合計額である。
- ウ 立毛補償は、当該立毛の粗収入見込額から当該土地の引渡時以後に通常投下される農業経営費（自家労働の評価額を含む）を控除した額を補償するものであるが、当該立毛に市場価格がある場合は、その処分価格を控除する必要がある。
- エ 立毛補償の算定で用いる粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前3年間の平均収穫量を当該作物の生産者価格に乗じて得た額と副産物の価額の合計額である。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 ウ、エ